

袋井市市長交際費の公表方針

(趣旨)

第1 この方針は、市長交際費（以下「交際費」という。）の支出に係る情報の公表に関し必要な事項を定め、もって行政運営の一層の透明性を図り、市民の市政に対する理解と信頼を深めることを目的とする。

(公表事項)

第2 交際費は、次に掲げる事項について公表するものとする。

(1) 支出年月日

(2) 支出区分

ア 祝金 慶事及び各種行事等のお祝いに係る経費

イ 弔慰金 葬儀等における香典、花輪等に係る経費

ウ 見舞金 病気、災害、事故等の見舞いに係る経費

エ 会費 会議、懇談会等の参加に係る経費

オ 賛助・協賛金 各種大会及び事業への賛助・協賛に係る経費

カ 渉外費 意見交換、情報収集、交渉等に係る経費

キ その他 アからカまでに掲げるもののほか、市長が特に必要と認める経費

(3) 支出金額

(4) 支出内容等。ただし、袋井市情報公開条例（平成17年袋井市条例第15号）第7条の規定に基づく非公開部分は除く。

(公表時期)

第3 交際費の支出に係る情報の公表は、毎月行うものとし、当該月支出分を翌月15日までに行うものとする。

(公表方法)

第4 交際費の支出に係る情報の公表は、袋井市ホームページに掲載及び市役所本庁舎情報公開コーナーにおける閲覧により行うものとする。

(適用期日)

第5 本方針は、平成19年度分の交際費から適用する。